

第 13 回

岩手中部水道企業団議会定例会

会 議 録

平成 30 年 10 月 19 日 開 会

平成 30 年 10 月 19 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

第13回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 平成30年10月19日 (金曜日) 午後2時30分

2 閉会 平成30年10月19日 (金曜日) 午後3時35分

3 議事日程

日時 平成30年10月19日 (金曜日) 午後2時30分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告

第4 現金出納検査の報告

第5 一般質問

第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告
について

第7 議案第8号 平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算
の認定について

第8 議案第9号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例

第9 議案第10号 平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員(12名)

1番	横田 忍君	2番	若柳 良明君
3番	菊池 勝君	4番	平野 明紀君
5番	櫻井 肇君	6番	本館 憲一君
7番	藤原 伸君	8番	佐藤 恵子君
9番	佐々木 純子君	10番	鷹木 嘉孝君
11番	八重樫 善勝君	12番	武田 勝君

6 欠席議員(なし)

7 会議録署名議員

3番	菊池 勝君	4番	平野 明紀君
----	-------	----	--------

8 説明のため出席した者

企 業 長	高 橋 敏 彦君
副 企 業 長	上 田 東 一君
〃	熊 谷 泉君
〃	及 川 義 明君
監 査 委 員	高 橋 守君
〃	戸 來 喜美雄君
局 長	菊 池 明 敏君
総 務 課 長	佐 藤 三千代君
経 営 企 画 課 長	高 橋 誠 雄君
給 配 水 課 長	小田島 敏 之君
工 務 課 長	木 村 仁君
浄 水 課 長	及 川 賀 生君
経 営 企 画 課 課 長 補 佐	照 井 秋 彦君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	齋 藤 賢 也君
花巻市市民生活部長	細 川 祥君
紫波町建設部長	柳 澤 徹君

10 職務のため議場に参加した職員

書 記 (総務課課長補佐)	久保田 幸 喜君
書 記 (総務課総務係長)	菅 原 健 志君

午後 2時30分 開会

○議長（武田 勝君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第13回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

午後 2時30分 開議

○議長（武田 勝君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

3番菊池勝議員、4番平野明紀議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武田 勝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 業務報告

○議長（武田 勝君） 日程第3、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第13回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、業務報告を申し上げます。

初めに、9月4日に日本列島に上陸し、近畿地方を縦断した台風21号、9月6日未明に最大震度7を観測した北海道胆振東部地震により、とうとい命を失われた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

まず、八戸圏域水道企業団及び盛岡市上下水道局とのパートナーシップに関する覚書の締結

についてであります。去る平成30年3月29日、両団体と当企業団において職員の技術向上及び非常時の相互応援を目的としたパートナーシップに関する覚書を締結したところであります。

既に各種研修、防災訓練等に参加し、両団体と積極的に交流を図っておりますが、企業団職員としての資質を高めるため、さらなるパートナーシップの推進に努めてまいります。

次に、岩手中部水道企業団外部評価委員会についてであります。当委員会は、統合による効果の検証及び大規模事業の評価を行い、事業の客観性と透明性を確保するとともに、構成市町の理解を得て事業の推進を図ることを目的に設置したものであり、これまで5回の委員会を開催しております。

統合による効果の検証については、12の評価項目ごとに評価を行い、大規模事業2事業については、それぞれ事前・事後評価を行い、現在、報告書を取りまとめているところであります。

報告書の内容につきましては、委員長からの報告後、議員の皆様にご報告申し上げたいと考えております。

次に、昨年度発生した不正事案の再発防止策についてであります。業務改善計画に基づき、2月28日に策定した不正事案再発防止マニュアルを全職員に配付したほか、4月1日には内部通報窓口設置、8月9日にはコンプライアンス研修を実施するなど、職員の意識醸成を図る取り組みをしております。

また、6月1日から9月30日の間に、広告または指名通知を行う建設工事並びに業務委託の条件つき一般競争入札及び指名競争入札について、現在、予定価格の事前公表を試行しておりますが、試行期間終了後、その効果について検証を行うこととしております。

今後も、地域住民の信頼回復のため、再発防止に努めてまいります。

次に、本年度の水道広域化促進事業の進捗状況についてであります。本事業は、当企業団の水道ビジョンに掲げる水道施設適正化事業により、必要な施設を整備する統合関連事業と、耐用年数を超過した水道施設を更新する経年施設更新事業の2事業から構成されております。本年度は、15億5,019万円の補助金内示を受け、順次工事を発注しているところであります。

9月末現在において、統合関連事業は予定していた28件のうち25件が発注済みでありますし、経年施設更新事業は、同じく42件のうち25件が発注済みとなっております。残る事業についても準備が整い次第発注を進めてまいります。

今後の工事施工に当たりまして、工事の安全に万全を期し、年度内の完成を目指してまいります。

以上を申し上げまして、業務報告とさせていただきます。

○議長（武田 勝君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 現金出納検査の報告

○議長（武田 勝君） 日程第4、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課総務係長）（菅原健志君） 現金出納検査について報告いたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計平成30年7月分及び平成30年8月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第5 一般質問

○議長（武田 勝君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 通告に従い2項目について質問いたします。

項目の1つ目は、業務量と職員体制についてであります。

当水道企業団は、平成26年4月の花巻市、北上市、紫波町の水道事業の経営統合から5年目を迎えています。統合前後から企業団の職員数、職員体制について、事業実施に必要な人員の規模についてさまざまな面から検討が行われ、発足時点から現行の72人を定数として定め、事業運営が行われてきています。

この間、統合時における料金徴収業務の業者委託、出先機関等の機能縮小や統廃合等によって人員配置の集約化を図り、効率的な事業運営に努めてこられているものと捉えております。

しかし、平成28年度には、紫波町内における大規模な濁水事故の発生に加え、台風10号の被災自治体への応援派遣に際し、職員の交代可能な勤務体制の構築が困難な実態も浮かび上がっ

ています。平成29年度には、外部委託による業務量調査も行われているわけですが、その結果、現在の業務量と人員配置が適切なのか、どのような課題があるのかも現在まで示されておられません。

そこで、まず1点目は、業務量と職員体制の現状についてです。

人員体制が十分なのかどうかについては、平成28年10月定例会の一般質問でも取り上げていますが、改めて伺います。

現状をどう捉えているのか、業務量に見合った必要な人員配置が行われているのか、御所見を伺います。

全国的に地震、台風、大雨などによる大規模災害が多発し、また今後の水道事業においては、経年管や施設の更新等の推進が課題となっている中で、技術継承、人材確保が課題とされています。今後の見直し等の課題をどう捉えているのか、お伺いします。

2点目は、見直しの方向性についてです。

業務量に見合った必要な人員体制の確立に向けて、現在、72名となっている職員定数の引き上げ、職員配置の見直しを行う必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。住民の生活に欠かせないライフラインである水道を安定して実施していくためには、今の体制では無理があるのではないかと考えております。

全国の事業体の動向を見ますと、国の動向もあり業務の外部化が進んでいるのも事実です。現段階における業務の外部化など、見直しに係る検討状況はどうか。住民生活に欠かせない水道は、災害時の対応等を想定すれば、自治体が責任を持って直営で行う体制を追求すべきものと考えますが、いかがでしょうか。

2項目めは、危機管理体制についてであります。

1点目は、危機管理マニュアル及び行動手順書についてです。

企業団の危機管理マニュアルは、昨年9月、そしてこのマニュアルに係る手順書は昨年12月に策定されました。マニュアルの策定と危機管理に係る職員体制については、平成28年10月の一般質問でも取り上げておりますが、その際にも、災害発生時における連続勤務や交代のあり方について、具体的ルールがないことから今後検討してまいりますとの答弁をいただいております。

しかし、作成されたマニュアル、手順書にはその点についての記載がありません。過去の例からもこのことは危機管理においては重要なポイントだと考えますが、御所見を伺います。

また、マニュアルの中で、各種資機材や災害対策本部設立に係る資材の備蓄を盛り込む必要

があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

これまでの説明で、大規模災害発生時における災害対策本部をどこに設置するのか課題とされ、そうした課題を克服する意味からも危機管理センターの整備方針が定められたものと捉えています。マニュアル、手順書に基づく初動、災害対策本部の設置は、現行の庁舎、職員体制で十分な対応が可能なのか、お伺いします。

整備方針に従い、危機管理センター整備を急ぐ必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

台風10号以降、管外への職員派遣の機会はなかったと伺っておりますが、国内で災害が多発する中で、そうした対応への備えも必要だと考えます。今後の備えとして、管外への災害派遣等に係るルールはどうなっているのか、伺います。

策定されたマニュアル、手順書の職員への周知状況、訓練等の実施状況についてどうか、伺います。

2点目は、災害や事故発生時の構成市町からの協力体制についてです。

構成市町からの協力については、その手順について手順書の中で記載されていますが、具体的な協力体制が確立されているのか、訓練等の実施の必要はないのか、御所見を伺います。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 平野明紀議員の御質問にお答えいたします。

初めに、業務量と職員体制の現状について申し上げます。

業務量の現状についてであります。統合によって水道施設広域化促進事業及び管の老朽化による漏水修繕工事が増加しており、それによって業務量が増大している状況でございます。

また、職員体制の現状についてであります。職員定数72名のところ、今年度は再任用も含め69名でありますので、今年度の職員採用試験により、職員数を定数の72名とする予定であります。

今後も職員定数の確保に加え、各課間の業務量の偏りを見直してまいりたいと考えております。

次に、見直しの方向性についてであります。業務量は来年度がピークであり、その後減少する見通しであることから、今後の業務量の推移に見合った職員採用計画を立て実施することにより、適正な人員体制を確立してまいります。

また、業務の見直しに係る検討状況につきましては、業務の効率化を図ることはもちろんのこと、外部委託の可能性も研究しながら、現在検討しているところでございます。

今後も、水道事業体として安定的な経営を継続していくために、直営を基本としながらも外部委託が有効である場合には、そのリスクを検証しながら判断してまいります。

次に、危機管理体制について申し上げます。

初めに、危機管理マニュアル及び行動手順書についてであります。当企業団では、平成29年9月に危機管理マニュアルを、29年12月に危機管理マニュアルに係る手順書をそれぞれ策定し、グループウェアを通じて職員に周知しているところであります。

議員御指摘の職員の連続勤務や、交代のあり方につきましては、応急給水手順書において、給水班が随時、交換要員の検討をすることとしております。災害の場所、規模、時間帯等、さまざまなケースが考えられることから、このような記載をしております。

また、各種機材や災害対策本部設置に係る資材の備蓄につきましては、マニュアルにおいて、それぞれ応急復旧備蓄資材一覧、災害対策本部の設営に記載しております。

次に、マニュアル、手順書に基づく初動、災害対策本部の設置において十分な対応が可能かということですが、手順書における初動対応につきましては、現時点では不備はございませんが、予防措置並びに是正措置を講じながら、継続的な改善を行ってまいりたいと考えております。

ただ課題として、災害対策本部の設置に関しては、現事務所では本部設置には狭隘な上、停電時の非常用電源の容量不足や、スペース及び電源の都合から集中監視盤の設置が困難であること、給水拠点がないことなど限界があるものと捉えております。

次に、危機管理センター整備は、急ぐべき課題ではないかということですが、近年、地震、豪雨、台風といったさまざまな自然災害が頻繁に発生し、各地で大規模断水も起きている状況であります。当企業団としては、水道事業の安心・安全・安定に必須の要因である危機管理について最大限の配慮をするため、これまで申し上げてきたとおり、早急に危機管理センターを整備する必要があると考えております。

次に、管外への災害派遣等に係るルールについてであります。明確なルールは定めておりませんが、過去の実績から県内及び近隣県へは、1班当たり2泊3日交代が標準の体制と考えております。

次に、災害や事故発生時の構成市町からの協力体制についてであります。危機管理マニュアルにおいて、被害レベルに応じて対応することと記載しております。

具体的には、影響戸数がおおむね100戸を超える場合や、被害の状況が広範囲な地域に及ぶ場合には、応急給水活動や広報活動について構成市町に応援を要請し、連携して対応すること

としております。

次に、訓練等の実施の必要はないかということですが、議員御指摘のとおり、緊急時の対応をスムーズに行うためには、災害訓練等は必要であると強く認識しております。

当企業団では、本部機能に関する机上訓練を実施したほか、構成市町や関連事業体を実施する防災訓練にも積極的に参加しているところであります。

今後も機会を捉え、訓練を実施してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 再質問をいたします。

まず、業務量と職員体制の現状について、見直しの方向性、委託も必要に応じては検討していくということでの答弁がございました。

現時点で具体的に、新たな外部化、業務委託等を検討しているものということでは、何かあるということでしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） ただいまの質問にお答えいたします。

現時点での検討ということですが、今、各課で行政診断の結果をもとに外部委託できるものはないかとか、業務改善のものはないかということで検討している段階でありまして、まだ実際、具体的にお話しできるような内容までにはなっておりませんので、ここでは控えさせていただきますと思っております。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） そうしますと、冒頭の質問の中でも触れましたけれども、業務診断を行われたと、昨年度だと思いますけれども、その結果についてどのような内容であったのかということについては、多分内容については報告をいただいていないんだろうというふうに思いますけれども、示していただける範囲で、どのような課題があるのかを示していただけますでしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） 報告の内容ですが、簡単に概略を申し上げますと、まず類似団体に比べますと10人程度少ないというような報告の結果が出ております。ただし、そのとおり職員を増員するのか、また先ほど申し上げました業務効率化によって業務量の軽減を図るのか、また業務委託等によって業務量の軽減を図るのかというような3つの方策といいますか、それについて指摘を受けておりまして、それに基づいて現在検討を進めているという状況でございます。

ます。

○議長（武田 勝君） 4 番平野明紀議員。

○4 番（平野明紀君） 診断の結果、多分類団を調べますと、この東北、岩手県周辺でいいますと、盛岡市水道、八戸広域、石巻広域などが類団ということになっているようですけれども、それらとの比較で10名程度少ない。現に一昨年、八戸広域水道に伺った際には、給水人口が31万人で職員数が百五十四、五人程度というふうなことでしたので、割合からすると確かに中部水道がちょっと職員規模が小さいという分析だなというふうには感じておりましたが、今回、先ほどの企業長の答弁の中でも、定数についての見直しということでは考えていないというふうな内容であったかというふうに思います。

今、業務の見直し、業務量、外部化ができないかとか検討しているということでしたけれども、現にかなり現場のほうに無理がかかっているのではないかと。現に一昨年の紫波町での濁水事故の際にも、かなりの負担なり事故も発生しているというふうな状況もあるわけですが、そうした中で、やはりあるべき姿として、そうした事故、災害等の対応というふうなことを見越しても、やはり必要な体制づくりといいますか、類団等も参考とした、そうした職員体制づくりということを検討すべきではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） 先ほど企業長の答弁にもあったとおり、業務量のことから申し上げますと、減少する方向にあるという部分も考えながら、業務の効率化なり外部委託というものもリスクを検証しながらというところで進めてまいりたいと考えております。

○議長（武田 勝君） 4 番平野明紀議員。

○4 番（平野明紀君） 業務の外部化という考え方について、適正にできるのかどうなのかと検証した上でということの答弁なんですけれども、やはりこれまでの水道、長年それぞれの統合前から水道業務の経験をされてきているわけです。私も現に水道の業務で携わったことがありますけれども、やはり大規模な事故が発生しますと、例えば市町村直営の業務であれば、今まで水道職場にいた人たち、経験者を動員して応急体制をつくるとか、そうしたことも可能なわけなんですけれども、水道企業団においては、抱えている職員は当然水道の職員だけですし、また構成市町村との関係、ちょっと後ほど触れますけれども、応援体制をつくっているとはいえ、多分今どこの市町村も厳しい人員体制でやっていると思いますので、なかなか災害時の応援というふうなことでは厳しい面もあるのではないかというふうに思います。

そうした意味では、やはり業務委託を進めるということよりは自前の職員をある程度抱えた中でやっていくということが必要なのではないかというふうに考えますし、また今、業務量のピークが来年度だというふうなお話でしたけれども、かなり今、時間外労働なんかも多くなっている状況にもあるというふうに聞いておりますけれども、そうした点についてちょっと示せる範囲でお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） 現状では、最後におっしゃられました時間外につきましては、昨年度よりは減少しているという状況ではあります。

それから、職員で行うべきというお話でありますけれども、要は技術の継承といいますかその辺を重点に、少数精鋭といいますか、その職員の中で十分承継しながらやっていかなければならないなというふうには考えておりますし、また地元の水道業者さんとの関係性もありまして、そちらとの連携という部分もありますので、そういうことを進めていながら事業を行っていきたいと考えております。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 私は非常に、今、ちょっと楽観視されている部分があるんじゃないかなというふうに受けとめておりますけれども、ちょっと多分きょうこの場では押し問答になりそうなので、そこまででとどめますけれども、住民の生活に欠かせない水道、ライフラインを行っている事業として、やはり何かあったときに対応できる体制ということ意識して体制づくりというのは行っていく必要がありますし、今いる体制の中で目いっぱい業務というふうな中では、ちょっとやはり何かあったときに不安ではないのかというふうなことで考えておりますので、再度、今後御検討いただく必要があるのではないかというふうに考えております。

危機管理体制のほうについて、ちょっと触れたいと思います。

私が質問している部分について意図が伝わっているのかどうなのかなというふうに思いますけれども、何かあった際の人員の交代のルールについてですけれども、起こった災害の程度や規模に応じて、時間帯に応じて変わってくるというふうなお話でしたけれども、例えば一昨年の紫波町の濁水事故の例でいきますと、いわゆる職員の勤務体制が朝の勤務から徹夜に及んで、翌日も普通に勤務をするというふうなことをせざるを得なかったというふうなことからいけば、そして明確なルールを定めなくても、例えば連続勤務のルールについて何時間までとか、あと今の働き方改革関連法でいきますと勤務間インターバルというふうなことも、今後使用者側の努力義務として設けられていくということでもありますので、そうしたことというのはどうい

形で定めていくのがいいのかということは、議論としてはあると思いますけれども、やはり使用者としては現場の判断でということではなくて、ある程度ルールを定めておく必要があるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） 連続勤務に関しましては、当然、決まり事があってそのとおりに行うわけですが、要は交代要員を準備できるかどうかというところで、その場においてそういう体制を紫波町の場合はとれなかったという反省を受けて、手順書によってこのように記載しているわけですが、先ほどの答弁のとおり、要は規模であったり、そのとおり状況がまちまちでありますので、その場その場での判断で交代要員を用意していくという考え方でございます。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） それでは、危機管理センターのほうについて再質問したいと思います。

企業長からは危機管理センターの整備を急ぐ必要性については考えていると、必要があるんだということでの答弁をいただきましたけれども、29年度基本計画、業務委託で実施をしたということを受けて、ちょっとその内容について議会に対しては説明できる段階になった段階で説明をいただくということで伺っておりますけれども、なかなか具体的にその後前に進まないという現状があるかというふうに思います。

現段階でこれが、当初の見込んだスケジュールよりはおくれているということになろうかと思っておりますけれども、その原因といいますか、なぜそこが進んでいないとかというふうなところでについてお願いしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えいたします。

前にも一般質問で同じような趣旨の質問がございました。その際と同じような答弁になるかと思いますが、何でなかなか進んでいかないのかということなんですけれども、今、構成市町と担当課と協議をしているという段階でありまして、その中では規模とか機能とか、あるいは事業費、規模にも関係しますけれども、そういった部分でいろいろ御心配をいただいているというところがございますので、そういった部分でなかなかその部分で構成市町と、それから企業団と合意形成がなされていないという状況にあって、まだまだ協議を進めていかなければならないということでした。以上でございます。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） この中部地域では、幸いにしてここ何年か、統合後ですか、いわゆる大規模な災害対策本部を立ち上げなきゃならないというふうな、大きな災害ということは当地域で発生をしていないということなんだろうというふうに思いますけれども、仮に東日本大震災級と言ったらいいですかね、それぐらいの大きな災害があった場合に、現時点ではそうした災害対策本部の設置の仕方といいますか、設置場所というのはどのように想定をされているのでしょうか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 現時点では、交流会館のほうの事務所が本部でございますので、この2階の本部の中で災害対策本部を設置するというようにしてございます。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） ちょっと私の認識が誤っているかもしれないので、そうすると、今の体制の中でも本部の設置自体は、対応は可能だというふうな捉え方でよろしいのか、あるいは何か別の意味での課題があるということで捉えればいいのかを、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） その点についてお答えいたします。

現時点で東日本大震災級の大きな災害が起こりますと、ここの施設は県の防災施設になっておりまして、我々が使えるスペースというのは、今の事務室のみとなりますので、そこで対応するしかないという状況には陥るということでありまして、現時点で起きたらば、そこで頑張るしかないというのが実態でございますが、かなり厳しい状況には陥るという分析はしております。

また、非常用電源も、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり不足しておりまして、なかなか対応がかなり厳しいものにはなるとは考えておりますが、現時点での対応はそうせざるを得ないというところでございます。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） ぜひ早急に、危機管理センターのほうの整備を進める必要があるのではないかとということで、再度指摘をしておきたいと思います。

構成市町からの協力体制について1点伺いたしたいと思います。

先ほどそうした災害発生時等の対応の訓練の実施については、今後検討する必要があるというふうなことでの内容であったかというふうに思いますが、具体的に各市町からの協力をして

もらえる見通しというのは、確信といいますかそういう体制というのは、見通しを企業団としてはどのように捉えているのかというふうなところですね。多分、構成市町では水道にはこういう体制で協力しますよというところまでつくってはいないとは思いますが、その見通しというのをどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） お答えいたします。

現在、構成市町との連携という意味では、花巻市におきまして水道の対応策というものが示されておりまして、窓口が生活環境課という中で定められているというところでありまして、それ以外につきましては、要は市・町の防災計画の中で水道部分については水道企業団が行うという形になっておりまして、当然、企業団のマニュアルを作成した際に構成市町とは協議しておりまして、お願いすることにしておりますのでという話はしておりますが、実際、具体的なところまでは詰めておりませんので、今後、広報活動なり応急給水という部分について、協力をしていただくような形で協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（武田 勝君） 以上で、4 番平野明紀議員の質問を終結いたします。

日程第 6 報告第 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

○議長（武田 勝君） 日程第 6、報告第 2 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程になりました報告第 2 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、提案の理由を申し上げます。

これは、同法第22条第 1 項の規定に基づき、地方公営企業を経営する地方公共団体の長、いわゆる企業長は、前年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告するものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでありますが、当企業団では資金不足額はないということを報告するものであります。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第 7 議案第 8 号 平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（武田 勝君） 日程第 7、議案第 8 号、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第 8 号、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

1 ページの事業報告書でございますが、平成29年度は策定 2 年目となる水道ビジョンの実施施策の着実な実現に向けて、前年度に引き続き生活基盤施設耐震化等交付金を活用した水道施設適正化事業及び更新事業や、漏水調査などの取り組みを進めました。

水道施設適正化事業においては、新土沢配水池整備事業が完了し、新配水池による花巻市土沢地区への供給を開始いたしました。また、漏水多発により使用不能となっていた紫波橋添架管の更生事業が完了し、北上川東エリアへの水の安定供給に向けた取り組みを進めております。

有収率については、昨年度に比較して3.6ポイント増の84.6%と大きな伸びになりました。これは、漏水調査の強化及び老朽管更新事業の成果であります。類似団体や全国平均と比べ、まだ低いレベルであることから、今後も有収率向上への取り組みをより強化していかなければなりません。

また、昨年 7 月には官製談合防止法違反による職員の逮捕起訴事件という前代未聞の不祥事を起こし、水道利用者の水道事業に対する信頼を失墜させました。信頼回復を図るべく、業務改善計画を着実に履行し、再発防止に努めてまいります。

3 月には、盛岡市上下水道局と八戸圏域水道企業団との間で、パートナーシップに関する覚書を締結いたしました。これは、水道事業の将来を見据えた課題解決に向けての情報交換や、相互交流及び非常時対応の連携と相互応援の促進を目的としたものであり、今後の合同研修や合同訓練により事業運営の効率化や、職員の資質・技術の向上を図ってまいります。

今後も、安全でおいしい水を利用者に安定供給するため、安全、強靱、持続の基本理念のもと、水道事業運営に取り組んでいく所存であります。

次に、業務の状況であります。給水戸数は 8 万 9,091 件で、前年度に比較して 221 件、率にして 0.2% の増、給水人口は 21 万 3,727 人で、前年度に比較して 1,531 人、率にして 0.7% の減となっております。給水区域内人口 22 万 749 人に対する給水普及率は、前年度と同じ 96.8% とな

っております。

また、総配水量は、前年度に比較して4.1%の減、有収水量は0.2%の増となり、有収率は、先ほども申し上げましたが84.6%、前年度に比較して3.6ポイントの大幅増となっております。

次に、建設改良工事の状況であります。原水及び浄水施設整備事業として大迫中央浄水場非常用自家発電設備設置工事及び大明神水源更新事業の実施設計を行ったほか、北上川浄水場中央監視制御装置改良工事等を施行しております。

また、配水及び給水施設整備事業として、太田地内減圧弁設置工事のほか、水路改修や歩道整備に伴う配水管移設工事、消火栓設置工事等を施行しております。

水道広域化促進事業では、統合関連事業としてバイパス管布設工事、東和地区送配水管布設工事及び戸塚森配水幹線布設工事、新土沢配水池整備事業等を施行したほか、経年施設更新事業として、老朽化した施設及び老朽管の更新工事を施行しております。

さらに営業設備費として、更新時期を迎えた水質検査機器の更新や業務用車両の更新を行ったほか、業務に必要な機器等の購入を行っております。

次に、漏水対策の状況であります。通常行っています夜間流量監視のほか、路面音聴調査、流量測定調査及び戸別調査を実施し、318件の漏水箇所を発見し、その修繕に努めたところがあります。

次に、経営収支の状況であります。収益的収支は、水道料金激変緩和調整額などによる給水収益の増、加入金等その他営業収益の増等により事業収益が59億449万8,864円となりました。また、事業費用は漏水修繕委託料が増加したこと等により54億6,827万9,515円となり、その結果、4億3,621万9,349円の純利益を計上しております。

資本的収支は、企業債、国庫補助金等の増により収入総額が32億6,526万1,224円となりました。また、支出総額は国庫補助金の増に伴い建設改良費が増加したこと等により58億9,260万2,203円となり、その結果、収支差引不足額は26億2,734万979円となりましたが、これを過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

3 ページの(2)の議会議決事項は、議決、認定賜りました13件を記載しております。

4 ページの(3)行政官庁認可事項から、(5)料金その他供給条件の設定、変更に関する事項までは説明を省略いたしまして、5 ページ、2 工事につきましては、7 ページまで1 件1,000万円以上の建設改良工事65件を記載しております。

以下、8 ページの3. 業務から11 ページの4. 会計までに記載しております内容は、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しております。

次に、決算報告書であります、16ページには収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款水道事業収益は、決算額が63億348万6,141円で、予算額62億2,464万9,000円に対して、7,883万7,141円の増となっております。

支出の第1款水道事業費は、決算額56億5,668万5,400円で、予算額60億7,266万8,000円に対し、繰越額296万1,000円を除いて4億1,302万1,600円の不用額となっております。

詳細につきましては、28ページから34ページに内容を記載しております。

18ページには資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款資本的収入は、決算額32億6,526万1,224円で、予算額40億3,084万7,000円に対して7億6,558万5,776円の減となっております。

支出の第1款資本的支出は、決算額58億9,260万2,203円で、予算額71億8,814万8,000円に対して、繰越額4億7,091万1,000円を除いて8億2,463万4,797円の不用額となっております。

詳細につきましては、35ページから37ページに内容を記載しております。

次に、21ページの損益計算書であります、当年度純利益は4億3,621万9,349円となっております。

次に、22ページの剰余金計算書であります、資本金、剰余金の当年度末残高をそれぞれ記載しております。

次に、剰余金処分計算書であります、当年度末処分利益剰余金4億3,621万9,349円全額を議会の議決による処分とし、減債積立金へ積み立てることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるものであります。

24ページからは貸借対照表、27ページにはキャッシュ・フロー計算書、38ページ、39ページには固定資産明細書、40ページ以降は企業債明細書をそれぞれ記載しておりますが、これらについては説明を省略させていただきます。

以上、平成29年度の決算の概要について御説明申し上げましたが、利益剰余金の処分の決定とあわせまして、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） 続きまして、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は、第4. 審査の結果までとし、第5. 審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

○書記（総務課総務係長）（菅原健志君） 平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算

審査について報告いたします。

第１．審査の対象。

平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算。

第２．審査の期日。

平成30年６月25日、７月25日、８月28日及び９月25日。

第３．審査の方法。

審査に当たっては、次の点に重点を置き、総合的に審査した。

- １．事業の運営が当初の目的に対して計画どおり進んでいるか。
- ２．審査に付された事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算附属書類（以下「決算書類等」という。）が証拠書類に基づき計数に誤りがなく、地方公営企業法等関係諸法令（以下「法令」という。）に準拠して調製されているか。
- ３．事業が合理的かつ効率的に運営されているか。
- ４．会計事務が適法な手続によって処理されているか。
- ５．予算の執行は、適正に行われているか。

なお、審査は、諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

第４．審査の結果。

- １．決算書類等は法令の規定に準拠して調製されているものと認めた。
- ２．決算書類等に記載された金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認めた。
- ３．事業の経営成績及び財務状態は、適正に表示されているものと認めた。
- ４．予算執行についてはおおむね適正であり、運営についても公営企業の基本原則にのっとり、おおむね適正に執行されているものと認めた。

以上であります。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第８号、平成29年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決

算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

**日程第 8 議案第 9 号 岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する
条例**

○議長（武田 勝君） 日程第 8、議案第 9 号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第 9 号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤職員の育児休業取得要件について所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は公布の日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 9 号、岩手中部水道企業団職員の育児休業等条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第 9 議案第 10 号 平成 30 年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第 2
号）**

○議長（武田 勝君） 日程第 9、議案第 10 号、平成 30 年度岩手中部水道企業団水道事業会計

補正予算（第２号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第10号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）について提案の理由を申し上げます。

初めに、予算第２条、業務の予定量であります。が、(4)主要な建設改良事業のうち、配水及び給水施設整備事業の既決予定量に376万9,000円を増額し、５億2,384万4,000円に補正するものであります。

次に、予算第３条の資本的収入及び支出であります。が、詳細は11ページの予算事項別明細書に記載しておりますので、あわせてごらんください。

資本的支出につきましては、既決予定額に376万9,000円を増額し、予算額を82億4,635万2,000円とするものであります。

内容につきましては、建設改良費の配水及び給水施設整備費について職員配置の確定により給与費を増額補正するものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、34億6,694万8,000円となります。が、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額３億2,848万7,000円と過年度分損益勘定留保資金31億3,846万1,000円で補填するものであります。

次に、予算第４条の債務負担行為であります。が、岩手中部浄水場沈澱池設備更新工事につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定し追加しようとするものであります。これは、本工事の施行に当たり事業内容を精査したところ、想定よりも施工期間を要することが明らかになったため、水運用の安全性を考慮し、通常よりも水処理が困難となる冬期間の施工を避け、２カ年による施工とするものであります。

次に、予算第５条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。が、職員給与費の既決予定額に376万9,000円を増額し、５億4,406万6,000円とするものであります。

以上、平成30年度補正予算（第２号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（武田 勝君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたします。

これをもって第13回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 3時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 武 田 勝

岩手中部水道企業団議会議員 菊 池 勝

岩手中部水道企業団議会議員 平 野 明 紀

